

蟹江町外部公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規程に基づき、労働者等から蟹江町（以下、「町」という。）への外部公益通報を適切に対応するため、町が講ずるべき措置等に関し必要な事項を定め、もって公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守等を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 労働者等 次に掲げるものをいう。

ア 通報の内容となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者と契約関係にある事業者（この号において「取引先事業者」という。）の労働者

イ 通報の内容となる事実に関係する事業者及び取引先事業者

ウ 通報の内容となる事実に関係する事業者及び取引先事業者の役員

エ 通報の日前1年以内にアからウに規定する者であったもの

オ アからエまでに掲げる者のほか、通報の内容となる事実に関係する事業者の法令遵守等を確保する上で必要と認められるもの

(2) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する事実をいう。

(3) 外部公益通報 労働者等が通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する町の機関に対して行う法第2条第1項に定める公益通報をいう。

(4) 所管課 通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所掌する課等をいう。

(5) 通報者 外部公益通報をした者をいう。

(通報の受付窓口)

第3条 外部公益通報は、政策推進室ふるさと振興課（以下「ふるさと振興課」という。）において受け付けるものとする。ただし、外部公益通報が直接所

管課にあった場合は、当該所管課において受け付けることができる。

(通報者の保護等)

第4条 外部公益通報への対応に関与した職員は、通報者の秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報に関する秘密を漏らしてはならない。

2 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合、外部公益通報への対応に関与してはならない。

- (1) 法令違反行為等の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者
- (2) 通報者又は被通報者と親族関係にある者
- (3) 通報に係る事案に関する公正な調査や措置等の検討又は実施を阻害しえる者

(通報の受付、措置等)

第5条 外部公益通報は、面接、書面又は電話等により受け付けるものとする。ただし、明らかに不正の目的でなされたと認められる通報及び外部公益通報に該当しないと認められる通報は、受け付けないものとする。

2 所管課の長は、第3条の規定により外部公益通報を受け付けたときは、外部公益通報受付書(様式第1号)(以下、「受付書」という。)に従い、通報等に関する秘密保持(個人情報以外の通報者等を特定させる事項の秘保を含む。以下同じ。)及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者への対応に必要な事項を通報者等に確認及び記録するとともに、受付書の写しをふるさと振興課長に送付するものとする。

(受理又は不受理の決定)

第6条 町長は、第3条の規定により受け付けた通報を外部公益通報として受理するか否かについて速やかに決定し、その決定について、外部公益通報受理・不受理通知書(様式第2号)により通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しない場合又は通報者の連絡先が不明である場合は、この限りでない。

(教示)

第7条 町長は、外部公益通報の内容について町の機関が処分又は勧告等を行う権限を有するものでないと認めるときは、当該外部公益通報に係る処分又は勧告等を行う権限を有する行政機関を、通報者に遅滞なく、教示書(様式

第3号)により教示しなければならない。この場合において、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自らが作成した当該通報に係る資料を通報者に提供できる。ただし、通報者の連絡先が不明である場合は、この限りでない。

2 前項において、通報に、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれている場合には、通報内容に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等に従い、他の行政機関に当該内容について情報提供をすることができる。

(調査の実施)

第8条 所管課の長は、第5条の規定により受理した外部公益通報について、調査する必要があると認めるときは、遅滞なく調査を開始しなければならない。

2 所管課の長は、前項の調査が終了したときは、その調査結果を外部公益通報調査結果報告書(様式第4号)により、ふるさと振興課長に報告するものとする。

(調査結果に基づく措置等)

第9条 所管課の長は、前条の調査結果により通報対象事実が確認されたときは、法令に基づく措置その他適当な措置(以下「措置」という。)を講ずるとともに、その内容及びその是正結果を外部公益通報措置結果報告書(様式第5号)により、ふるさと振興課長に報告するものとする。

(措置結果等の通知)

第10条 町長は、通報対象事実についての調査結果、措置の内容及び是正結果を外部公益通報調査・措置結果通知書(様式第6号)により、遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しない場合又は通報者の連絡先が不明である場合は、この限りでない。

2 前項の通知は、利害関係人の営業の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮して行わなければならない。

(運用状況の公表)

第11条 ふるさと振興課長は、この要綱に基づく外部公益通報制度の運用状況について、外部公益通報の件数を毎年度公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。